第４２号議案

八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| 目次<br>第１章　（略）<br>第２章　人員に関する基準（第４条―**第６条**）<br>第３章　設備に関する基準（**第７条**）<br>第４章　運営に関する基準（**第８条―第５７条**）<br>第５章　雑則（**第５８条**）<br>附則 | 目次<br>第１章　（略）<br>第２章　人員に関する基準（第４条―**第７条**）<br>第３章　設備に関する基準（**第８条・第９条**）<br>第４章　運営に関する基準（**第１０条―第５９条**）<br>第５章　雑則（**第６０条**）<br>附則<br><br>**（従業者の員数に関する特例）**<br>**第５条　指定障害者支援施設が、指定福祉型障害児入所施設（東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年東京都条例第１４０号。以下「都条例」という。）第２条第１項第３号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（児** |

| | |
|---|---|
| | **童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条の２第１項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供する場合は、都条例第４条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第１号及び第６号に規定する基準を満たすものとみなす。** |
| （複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の配置の基準）<br>**第５条**　（略） | （複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の配置の基準）<br>**第６条**　（略） |
| （従たる事業所を設置する場合における特例）<br>**第６条**　（略） | （従たる事業所を設置する場合における特例）<br>**第７条**　（略） |
| （設備の基準）<br>**第７条**　（略） | （設備の基準）<br>**第８条**　（略） |
| | **（設備に関する特例）**<br>**第９条　指定障害者支援施設が、指定福祉型障害児入所施設の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供する場合は、都条例第５条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条に規定する基準を満たすものとみなす。** |
| （管理者による管理等）<br>**第８条**　（略） | （管理者による管理等）<br>**第１０条**　（略） |
| （サービス管理責任者の責務等）<br>**第９条**　（略） | （サービス管理責任者の責務等）<br>**第１１条**　（略） |
| （運営規程）<br>**第１０条**　指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。<br>⑴～⑿　（略）<br>⒀　緊急やむを得ない場合に**第４８条第１項**に規定する身体的拘束等を行う際の手続<br>⒁　（略） | （運営規程）<br>**第１２条**　指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。<br>⑴～⑿　（略）<br>⒀　緊急やむを得ない場合に**第５０条第１項**に規定する身体的拘束等を行う際の手続<br>⒁　（略） |
| （勤務体制の確保等）<br>**第１１条**　（略） | （勤務体制の確保等）<br>**第１３条**　（略） |
| （内容及び手続の説明及び同意）<br>**第１２条**　（略） | （内容及び手続の説明及び同意）<br>**第１４条**　（略） |

| | |
|---|---|
| （契約支給量等の報告等）<br>**第１３条**　（略） | （契約支給量等の報告等）<br>**第１５条**　（略） |
| （提供拒否の禁止）<br>**第１４条**　（略） | （提供拒否の禁止）<br>**第１６条**　（略） |
| （連絡調整に対する協力）<br>**第１５条**　（略） | （連絡調整に対する協力）<br>**第１７条**　（略） |
| （サービス提供困難時の対応）<br>**第１６条**　（略） | （サービス提供困難時の対応）<br>**第１８条**　（略） |
| （受給資格の確認）<br>**第１７条**　（略） | （受給資格の確認）<br>**第１９条**　（略） |
| （介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助）<br>**第１８条**　（略） | （介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助）<br>**第２０条**　（略） |
| （心身の状況等の把握）<br>**第１９条**　（略） | （心身の状況等の把握）<br>**第２１条**　（略） |
| （指定障害福祉サービス事業者等との連携等）<br>**第２０条**　（略） | （指定障害福祉サービス事業者等との連携等）<br>**第２２条**　（略） |
| （身分を証する書類の携行）<br>**第２１条**　（略） | （身分を証する書類の携行）<br>**第２３条**　（略） |
| （サービスの提供の記録）<br>**第２２条**　（略） | （サービスの提供の記録）<br>**第２４条**　（略） |
| （支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）<br>**第２３条**　（略） | （支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）<br>**第２５条**　（略） |
| （利用者負担額等の受領）<br>**第２４条**　（略） | （利用者負担額等の受領）<br>**第２６条**　（略） |
| （利用者負担額に係る管理）<br>**第２５条**　（略） | （利用者負担額に係る管理）<br>**第２７条**　（略） |
| （介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等）<br>**第２６条**　（略） | （介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等）<br>**第２８条**　（略） |
| ２　指定障害者支援施設は、**第２４条第２項**の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該施設障 | ２　指定障害者支援施設は、**第２６条第２項**の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該施設障 |

| | |
|---|---|
| 害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に交付しなければならない。 | 害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に交付しなければならない。 |
| （給付金として支払を受けた金銭の管理）<br>**第２７条**　（略） | （給付金として支払を受けた金銭の管理）<br>**第２９条**　（略） |
| （施設障害福祉サービスの取扱方針）<br>**第２８条**　（略） | （施設障害福祉サービスの取扱方針）<br>**第３０条**　（略） |
| （相談及び援助）<br>**第２９条**　（略） | （相談及び援助）<br>**第３１条**　（略） |
| （介護）<br>**第３０条**　（略） | （介護）<br>**第３２条**　（略） |
| （訓練）<br>**第３１条**　（略） | （訓練）<br>**第３３条**　（略） |
| （生産活動）<br>**第３２条**　（略） | （生産活動）<br>**第３４条**　（略） |
| （工賃の支払等）<br>**第３３条**　（略） | （工賃の支払等）<br>**第３５条**　（略） |
| （実習の実施）<br>**第３４条**　（略） | （実習の実施）<br>**第３６条**　（略） |
| （求職活動の支援等の実施）<br>**第３５条**　（略） | （求職活動の支援等の実施）<br>**第３７条**　（略） |
| （職場への定着のための支援の実施）<br>**第３６条**　（略） | （職場への定着のための支援の実施）<br>**第３８条**　（略） |
| （就職状況の報告）<br>**第３７条**　（略） | （就職状況の報告）<br>**第３９条**　（略） |
| （食事）<br>**第３８条**　（略） | （食事）<br>**第４０条**　（略） |
| （社会生活上の便宜の供与等）<br>**第３９条**　（略） | （社会生活上の便宜の供与等）<br>**第４１条**　（略） |
| （健康管理）<br>**第４０条**　（略） | （健康管理）<br>**第４２条**　（略） |
| （緊急時等の対応）<br>**第４１条**　（略） | （緊急時等の対応）<br>**第４３条**　（略） |

| | |
|---|---|
| （施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い）<br>**第４２条**　（略） | （施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い）<br>**第４４条**　（略） |
| （支給決定障害者に関する市町村への通知）<br>**第４３条**　（略） | （支給決定障害者に関する市町村への通知）<br>**第４５条**　（略） |
| （定員の遵守）<br>**第４４条**　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員及び居室の定員（**第７条第１項**に規定する市規則で定める基準として定められる居室の定員をいう。）を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | （定員の遵守）<br>**第４６条**　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員及び居室の定員（**第８条第１項**に規定する市規則で定める基準として定められる居室の定員をいう。）を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 |
| （衛生管理等）<br>**第４５条**　（略） | （衛生管理等）<br>**第４７条**　（略） |
| （協力医療機関等）<br>**第４６条**　（略） | （協力医療機関等）<br>**第４８条**　（略） |
| （掲示）<br>**第４７条**　（略） | （掲示）<br>**第４９条**　（略） |
| （身体的拘束等の禁止）<br>**第４８条**　（略） | （身体的拘束等の禁止）<br>**第５０条**　（略） |
| （秘密保持等）<br>**第４９条**　（略） | （秘密保持等）<br>**第５１条**　（略） |
| （情報の提供等）<br>**第５０条**　（略） | （情報の提供等）<br>**第５２条**　（略） |
| （利益供与等の禁止）<br>**第５１条**　（略） | （利益供与等の禁止）<br>**第５３条**　（略） |
| （苦情解決）<br>**第５２条**　（略） | （苦情解決）<br>**第５４条**　（略） |
| （地域との連携等）<br>**第５３条**　（略） | （地域との連携等）<br>**第５５条**　（略） |
| （事故発生時の対応）<br>**第５４条**　（略） | （事故発生時の対応）<br>**第５６条**　（略） |
| （非常災害対策）<br>**第５５条**　（略） | （非常災害対策）<br>**第５７条**　（略） |

| | |
|---|---|
| （会計の区分）<br>**第５６条**　（略） | （会計の区分）<br>**第５８条**　（略） |
| （記録の整備）<br>**第５７条**　（略）<br>２　指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から５年間保存しなければならない。<br>⑴　**第２２条第１項**及び第２項に規定するサービスの提供の記録<br>⑵　（略）<br>⑶　**第４３条**に規定する市町村への通知に係る記録<br>⑷　**第４８条第３項**に規定する身体的拘束等の記録<br>⑸　**第５２条第２項**に規定する苦情の内容等の記録<br>⑹　**第５４条第１項**に規定する事故の状況及び処置についての記録 | （記録の整備）<br>**第５９条**　（略）<br>２　指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から５年間保存しなければならない。<br>⑴　**第２４条第１項**及び第２項に規定するサービスの提供の記録<br>⑵　（略）<br>⑶　**第４５条**に規定する市町村への通知に係る記録<br>⑷　**第５０条第３項**に規定する身体的拘束等の記録<br>⑸　**第５４条第２項**に規定する苦情の内容等の記録<br>⑹　**第５６条第１項**に規定する事故の状況及び処置についての記録 |
| （委任）<br>**第５８条**　（略） | （委任）<br>**第６０条**　（略） |
| 附　則<br>（多目的室の経過措置）<br>２　地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成２４年法律第５１号）第１条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号。以下この項において「旧障害者自立支援法」という。）附則第４１条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧障害者自立支援法附則第３５条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第２９条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第１７条の１０第１項の指定を受けていたもの、旧身体障害者福祉法第３０条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第１７条の１０第１項の指定を受けていたもの若しくは旧身体障害者福祉法第３１条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第１７条の１０第１項の指定を受けていたもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関す | 附　則<br>（多目的室の経過措置）<br>２　地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成２４年法律第５１号）第１条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号。以下この項において「旧障害者自立支援法」という。）附則第４１条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧障害者自立支援法附則第３５条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第２９条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第１７条の１０第１項の指定を受けていたもの、旧身体障害者福祉法第３０条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第１７条の１０第１項の指定を受けていたもの若しくは旧身体障害者福祉法第３１条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第１７条の１０第１項の指定を受けていたもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関す |

| | |
|---|---|
| る省令（平成１８年厚生労働省令第１６９号。以下「整備省令」という。）第１条第２号の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成１４年厚生労働省令第７９号）第２条第３号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。）又は旧障害者自立支援法附則第５８条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧障害者自立支援法附則第５２条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第２１条の６に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第１５条の１１第１項の指定を受けていたもの（整備省令第１条第３号の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成１４年厚生労働省令第８１号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第２条第１号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。）の建物として平成１８年１０月１日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合は、当分の間、**第７条第１項**に規定する多目的室を設けないことができる。 | る省令（平成１８年厚生労働省令第１６９号。以下「整備省令」という。）第１条第２号の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成１４年厚生労働省令第７９号）第２条第３号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。）又は旧障害者自立支援法附則第５８条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧障害者自立支援法附則第５２条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第２１条の６に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第１５条の１１第１項の指定を受けていたもの（整備省令第１条第３号の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成１４年厚生労働省令第８１号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第２条第１号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。）の建物として平成１８年１０月１日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合は、当分の間、**第８条第１項**に規定する多目的室を設けないことができる。 |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第５条及び第９条に規定する指定障害者支援施設については、この条例による改正後の八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第４条及び第７条の規定にかかわらず、平成３３年３月３１日までの間は、なお従前の例による。